

施策の方向性①：津波に強い港湾施設をつくる。

施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成24年度の取り組み実績 今後の方向性等
	短期	中期	長期		

アクション目標(1)：堤内地の浸水被害の防止

<p>①-1 防潮扉の電動化の推進</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策</p> <p>【内容】 夜間閉鎖率の向上、防潮扉閉鎖時の省力化・迅速化に向けた施設整備を推進する(角落とし等の改善や既設防潮扉の電動化)</p> <p>【関連アクション】</p>				<p>【実施主体】 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 現計画の電動化対象扉66基のうち43基は整備済み。 平成24年度は11基を整備。 今後も引き続き予算の確保に努めて電動化を推進し、当初目標である平成25年度には完了予定である。 南海トラフを震源としたL2津波に対する対応を今後検討していく。 なお、府の防潮扉の電動化は計画が完了している。</p>
---	--	--	--	---	--

平成25年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 ※南海トラフ巨大地震想定に対する新たな取り組みや課題
<p>【大阪市港湾局】 (計画) 現計画の電動化対象扉66基のうち54基は整備済み。平成25年度は12基を整備。 現在、12基を整備中であり、平成25年度末までに現計画66基について、すべて完成できる見込み。 (機械) 平成24年度末で現計画の電動化対象扉66基のうち54基は整備済み。 平成25年度は残りの12基を整備しており、当初目標である66基を本年度内に完了する予定。</p>	<p>【大阪市港湾局】 (計画) 今後の取り組みとしては、L2津波高さよりも敷居高さが不足する既存の手動式鉄扉を中心として、鉄扉本体の材質変更による軽量化・耐食化や、それに伴うメンテナンスサイクルの延長、自動化・遠隔操作化による閉鎖などを検討する。</p>

<p>①-2 水門・防潮扉・防潮堤の定期点検の充実</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設</p> <p>【内容】 水門、防潮扉及び防潮堤等の防潮機能を維持するため、定期点検の実施項目・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-1</p>			<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>なし</p>	<p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>定期点検については各管理主体が独自の基準に基づき点検を行っており、各管理主体の点検内容を情報交換した結果、特に見直しを行う必要は認められなかった。今後も、各管理主体で行っている点検内容を適切に実施していく。また、事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理に転換を実施していく。</p>
--	--	--	--	--

平成25年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 ※南海トラフ巨大地震想定に対する新たな取り組みや課題
<p>【近畿地方整備局企画部】</p> <p>点検については、「点検等河川管理施設及び河道の点検要領について」、「河川用ゲート設備点検・整備・更新検討マニュアル（案）」等に基づき実施している。</p> <p>なお、点検回数は、土木構造物は年1回以上とし、堤防の点検時期に合わせて実施、電気設備は1回/月の目視点検を実施し1回/年の総点検を実施、機械設備は年点検を1回/年、動作確認を1回/月実施している。</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】</p> <p>防潮堤等の土木施設の点検については、年1回の管内河川巡視点検の他、船舶及び徒歩点検を計画的に実施している。</p> <p>水門・防潮扉の点検については、従来通りの基準に基づき点検を行っている。</p> <p>【大阪市建設局】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水門施設：動作確認等の点検については、毎月実施 機電設備全般にわたる詳細点検は毎年1回実施 防潮扉：操作・管理を実施している民間事業者と共に、動作確認等点検を毎年1回実施 防潮堤防：構造物全般に渡る点検踏査については、毎年1回実施 <p>【大阪市港湾局】</p> <p>（工務）港湾局の港湾施設全体の補修保全計画や今後の維持管理に関する方針を決定するために、維持管理計画検討委員会を設置し、さらにその下に点検の実施方法を検討するために点検検討部会を設けて、海岸保全施設も含めた点検方法の検討を行っている。</p> <p>（施設管理）防潮堤（海上保全を除く部分）の点検については、4～5年/回で計画的に実施している。</p> <p>（海上保全）水中部及び気中部（堤防前垂部・犬走部）について、計画的に点検を実施。</p> <p>（機械）防潮扉の定期点検（年6回）、水門の定期点検（月1回）を直営で継続的に実施。また、防潮扉の精密点検（年1回）も実施しており、点検データに基づいた補修計画の見直しを進めている。</p>	<p>【近畿地方整備局企画部】</p> <p>今後も効率的かつ適切に点検を実施し、設備の健全性確保に努める。</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】</p> <p>限られた予算、人員、作業時間の中で、今後とも効率的かつ適切に点検を実施していく。</p> <p>【大阪市建設局】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水門施設については、予防保全の考え方を取り入れた長寿命化計画の策定を進めており、当該計画に沿った点検調査を実施していくこととしている。 耐震補強整備を進めている防潮堤についても、計画的な維持管理を推進していくこととしており、そのために必要な点検を実施していく。 防潮扉については、操作・管理をお願いしている民間事業者の方々との合同訓練・点検などをこれまでどおり継続実施し、必要な機能が確保されるように努める。 手動操作の施設については、十三間川の樋門と常吉の鉄扉の2か所があるが、水防上の重要度等を考えても電動化する予定はない。（手動で水防対応は十分確保できている。） <p>【大阪市港湾局】</p> <p>（工務）維持管理計画検討委員会で策定する点検方法により、点検体制を整えて適切に点検を実施する。</p> <p>（施設管理）防潮堤管理者と調整しながら効率的な点検に努める。</p> <p>（海上保全）水中部及び気中部（堤防前垂部・犬走部）について、1サイクル/5年を基準に点検予定。</p> <p>（機械）今後も継続的に定期点検、精密点検を実施し、状況把握と補修計画の見直しを行っていく。</p>

<p>①-3 水門・防潮扉・防潮堤の補修の継続・充実</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設</p> <p>【内容】 水門、防潮扉及び防潮堤の補修の実施方法・実施体制について検討を行い、適切に実施する</p> <p>【関連アクション】</p>			<p>【実施主体】</p> <p>近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】</p> <p>なし</p>	<p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】</p> <p>補修については各管理主体が必要に応じて行っている。さらなる施設の長寿命化の検討を進め、適切な維持管理を実施・継続する。また、事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理に転換し、維持補修の充実を図る。</p>
---	--	--	--	---

平成25年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 ※南海トラフ巨大地震想定に対する新たな取り組みや課題
<p>【近畿地方整備局河川部】 修繕については、点検結果などにに基づき必要な内容を実施している。</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】 防潮堤等の土木施設については、点検により損傷が判明した施設において、早急に補修を要する箇所から計画的に工事を実施している。また、今年度より土木施設の長寿命化計画の策定に着手している。</p> <p>3大水門については、平成21年度に長寿命化計画を策定し、計画的に補修を行ってきたところである。また、平成25年度には中小水門（六軒家川水門・三軒家水門・正蓮寺川水門）の長寿命化計画の策定に着手している。</p> <p>【大阪市建設局】 ・水門や防潮扉・堤防については、現在点検等に基づく、必要な維持補修を実施し、必要な防潮機能を満足できるよう、適切な維持管理の推進に努めている。</p> <p>【大阪市港湾局】 （工務）港湾局の港湾施設全体の補修保全計画や今後の維持管理に関する方針を決定するために、維持管理計画検討委員会を設置し、港湾施設を今後5年間で補修するための補修保全計画を策定した。今後、予防保全型の維持管理に転換していく。引き続き、海岸保全施設についても、予防保全型の維持管理への転換を図る。 （施設管理）補修は、点検結果に基づき市民への影響の大きい箇所を優先しながら直営施工可能な内容を実施している。 （海上保全）水中部は、鋼矢板の重防食被覆の剥離部分及び小規模な腐食孔の補修。気中部は、堤防前垂部の小規模補修を実施 （機械）①日常的に発生した異常や点検時に発見された不具合については、直営で直ちに補修を行なっている。 ②予防保全では補修計画に基づき順次補修を行っており、平成25年度は防潮扉47基、水門1基の定期補修を実施。</p>	<p>【近畿地方整備局河川部】 今後も効率的かつ適切に修繕を実施し、設備の健全性確保に努める。</p> <p>【大阪府西大阪治水事務所】 現在策定中の長寿命化計画に基づき、効率的に施設の維持管理を行う。</p> <p>【大阪市建設局】 ・水門施設については、予防保全の考え方を取り入れた長寿命化計画の策定を進めており、当該計画に沿った点検調査を実施していくこととしている。 ・耐震補強整備を進めている防潮堤についても、計画的な維持管理を推進していくこととしており、そのために必要な点検を実施していく。 ・防潮扉については、操作・管理をお願いしている民間事業者の方々との合同訓練・点検などをこれまでどおり継続実施し、必要な機能が確保されるように努める。 ・手動操作の施設については、十三間川の樋門と常吉の鉄扉の2か所があるが、水防上の重要度を考えても電動化する予定はない。（手動で水防対応は十分確保できている。） ・防潮堤については今後、南海トラフ巨大地震想定に対して構造等の検討を始めようとしている。</p> <p>【大阪市港湾局】 （工務）国土交通省は25年11月にインフラ長寿命化基本計画を策定し、各管理者に「インフラ長寿命化計画（行動計画）」と「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」を策定するよう通知している。海岸保全施設についてもこれに対応して計画策定を推進する。 （施設管理）防潮堤管理者及び地元企業などの協力を得ながら実施していく。 （海上保全）水中部及び気中部の小補修を引き続き実施予定。 （機械）①異常や不具合が発生した場合は直営により即時対応できる体制をとっている。 ②平成26年度は、防潮扉46基、水門1基の定期補修を実施する予定。</p>

アクション目標(2)：津波波力の低減

<p>①-4 防波堤の定期点検の充実</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設</p> <p>【内容】 防波堤の機能確保に向けた巡視及び点検の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-9</p>		【実施主体】 大阪市港湾局	【小会議分類】 維持管理関係小会議
		【関連機関】 なし	【進捗状況等】 全施設の点検が平成24年度に完了する。 今後も維持管理計画書に基づき、全施設1サイクル/5年を基準に定期的な目視点検(水中部)を実施する。

平成25年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 ※南海トラフ巨大地震想定に対する新たな取り組みや課題
【大阪市港湾局】 (海上保全) 水中部及び気中部の、点検を計画的に実施。	【大阪市港湾局】 (海上保全) 水中部及び気中部について、1サイクル/5年を基準に点検予定。

<p>①-5 防波堤の補修の継続・充実</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設</p> <p>【内容】 防波堤の補修の実施方法・実施体制について検討を行い、適切に実施する</p> <p>【関連アクション】</p>		【実施主体】 大阪市港湾局	【小会議分類】 維持管理関係小会議
		【関連機関】 なし	【進捗状況等】 今年度までに実施した点検の結果、補修不急のため対象箇所なし。 今後も定期点検の充実を図り、予防保全型の維持管理を実施する。

平成25年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 ※南海トラフ巨大地震想定に対する新たな取り組みや課題
---------------------------	--

施策の方向性①：津波に強い港湾施設をつくる。
施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成24年度の取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(6)：物流機能の確保

<p>①-11 岸壁・物揚場の定期点検の充実</p> <p>【対象被害項目】 施設・港湾機能</p> <p>【内容】 津波被害が予想される岸壁や物揚場の巡視及び点検の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する</p> <p>【関連アクション】 ②-19</p>				<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 大阪港埠頭株式会社</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 定期点検については各管理主体が独自の基準に基づき点検を行っており、各管理主体の点検内容を情報交換した結果、特に見直しを行う必要は認められなかった。 今後についても、各管理主体で行っている点検内容を適切に継続実施していく。 また、事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理に転換を実施していく。</p>
---	--	--	--	--	---

平成25年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 ※南海トラフ巨大地震想定に対する新たな取り組みや課題
---------------------------	--

<p>【近畿地方整備局港湾空港部】 ＜実施中＞(昨年度と同様) ①定期監査時に、担当職員による施設の目視確認を実施。(対象施設を順次実施) ②地震(震度4以上)、台風等による事務所防災体制発令時に国有港湾施設の被災有無を(陸上及び海上から)目視点検している。 【大阪港埠頭株式会社】 管理棟・荷役機械等の各施設については借受者が定期的に点検を行い、当社はその報告を受けている。 岸壁・物揚場の上部コンクリート等や南港フェリーターミナル、かもめフェリーターミナルの各施設の巡視・点検(日常点検)については、当社で行っている。 ちなみに、各施設については1回/月程度点検を行っている。 また、過年度に作成した大阪港維持管理計画書に基づき、定期的に一般定期点検と詳細定期点検を行う方針である。 【大阪市港湾局】 (海上保全) 水中部及び気中部(前垂部)について、計画的に点検を実施。</p>	<p>【大阪市港湾局】 (海上保全) 水中部及び気中部について、1サイクル/5年を基準に点検予定。</p>
--	---

①-12 岸壁・物揚場の補修の継続・充実 【対象被害項目】 施設・港湾機能 【内容】 津波被害が予想される岸壁や物揚場の補修の実施方法・実施体制について検討を行い、適切に実施する 【関連アクション】			【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 大阪港埠頭株式会社 【関連機関】 なし	【小会議分類】 維持管理関係小会議 【進捗状況等】 補修については各管理主体または占有者が必要に応じて行っている。 今後についても、さらなる長寿命化の検討を進め、適切な維持管理を継続実施する。 近畿地方整備局港湾空港部では、今年度(H24年度)に国有港湾施設の維持管理計画書について、全施設分作成完了予定であり、港湾管理者への引き渡しについて、協議継続中である。

平成25年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 ※南海トラフ巨大地震想定に対する新たな取り組みや課題
【近畿地方整備局港湾空港部】 <実施済> ①国有港湾施設の維持管理計画書について作成済み。 ②国有港湾施設の維持管理計画書の港湾管理者への引き渡しについて、概ね完了。 【大阪港埠頭株式会社】 現在、C3～C4のコンテナ埠頭において、経年劣化対策として岸壁上部工の塩害対策（延命化）等の基本施設の改修を実施している。 さらに、平成24年度からは、ライナー埠頭の岸壁も延命化対策として、鋼管矢板のアルミ陽極の取替を進めており、昨年度L7、今年度L1・L2を実施している。 なお、ヤード舗装の補修等も併せて順次実施している。	

①-13 耐震強化岸壁の整備 【対象被害項目】 施設・港湾機能 【内容】 災害時にも使用可能となる耐震強化岸壁の整備を推進する 【関連アクション】 ⑥-1		【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局 【関連機関】 なし	【小会議分類】 維持管理関係小会議 【進捗状況等】 耐震強化岸壁の整備計画17バースのうち9バースは整備を完了しているが、A1とA2のバースにおいて、耐震構造の再検証を実施している状況である。 今後も事業費の確保に努め、事業進捗を図る。

平成25年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 ※南海トラフ巨大地震想定に対する新たな取り組みや課題
【近畿地方整備局港湾空港部】 <実施中> 耐震強化岸壁について昨年度から追加の完了施設はなし。	

①-14 荷役機械の浸水対策の実施 【対象被害項目】 施設・港湾機能 【内容】 岸壁浸水時における荷役機械の機能を確保するための対策を検討し、実施する（荷役機械の移動、電気設備の防水対策等） 【関連アクション】			【実施主体】 大阪市港湾局 大阪港埠頭株式会社 【関連機関】 企業（港運会社）	【小会議分類】 維持管理関係小会議 【進捗状況等】 大阪港埠頭株式会社では、ガントリークレーンのモーターなどの防水対策は実施しており、ヤード背後に設置している受電設備についても想定されている津波高さであれば浸水する恐れはないと考えられる。 市港湾局では、ガントリークレーンの浸水対策については膨大な費用が必要となるため、浸水被害があっても即時に部品を交換することで早期に機能回復が可能となるよう、廃止クレーンの機器を予備品として保管するなど引き続き検討が必要である。 また、最大規模の津波に対する更なる検討が必要となっている。

平成25年度

「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容	アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 ※南海トラフ巨大地震想定に対する新たな取り組みや課題
【大阪港埠頭株式会社】 ガントリークレーンの更新に伴い、C1～C4のコンテナ埠頭における岸壁本体の耐震性能を照査した結果、レベル1地震動に対応していることを確認した。 また、南海トラフ巨大地震（M9.1）に対するガントリークレーンの防水対策、ヤード背後の受電施設の高さ関係を見直した結果、想定される津波高さであれば浸水する恐れはないと考える。	【大阪市港湾局】 （電気） 港湾局においては、埠頭再編等に伴う荷役機械（ガントリークレーン）の売却や廃止（撤去）が、平成22年度以降順次実施されているため、今後の動向を見て下記の方法を検討する。 ・廃止クレーンの機器を予備品として保管する。【同一製造メーカーであれば互換性があるか検討が必要】 ・走行電動機等の浸水による故障を想定し、分解整備等の作業期間及び費用を検証する。 ・引き続き、浸水予想機器についての防水対策及び予備機器（走行電動機等）の購入の検討をする。 ・走行電動機等が浸水し移動できない状況での非常時移動は、大型フォークリフト等で移動させる【製造メーカーの検討が必要】


施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる。
施策項目(A)：津波による被害の発生を防ぐ

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成24年度の取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(7)：堤内地の浸水被害防止体制の確保

②-1 水門・防潮扉・防潮堤の定期点検の充実 【対象被害項目】 防潮対策・施設 【内容】 水門、防潮扉及び防潮堤等の防潮機能を維持するため、定期点検の実施項目・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する 【関連アクション】 ①-2			【実施主体】 近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局 【関連機関】 なし	【小会議分類】 維持管理関係小会議 【進捗状況等】 定期点検については各管理主体が独自の基準に基づき点検を行っており、各管理主体の点検内容を情報交換した結果、特に見直しを行う必要は認められなかった。 今後も、各管理主体で行っている点検内容を適切に実施していく。 また、事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理に転換を実施していく。

アクション目標(8)：津波波力の低減体制の確保

<p>②-9 防波堤の定期点検の充実</p> <p>【対象被害項目】 防潮対策・施設</p> <p>【内容】 防波堤の機能確保に向けた巡視及び点検の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する</p> <p>【関連アクション】 ①-4</p>		<p>【実施主体】 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 全施設の点検が平成24年度に完了する。 今後も維持管理計画書に基づき、全施設1サイクル/5年を基準に定期的な目視点検(水中部)を実施する。</p>
--	--	---	---

施策の方向性②：津波災害に強い人・組織をつくる
 施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成24年度の取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(11)：物流機能の被害低減体制の確保

<p>②-19 岸壁・物揚場の定期点検の充実</p> <p>【対象被害項目】 施設・港湾機能</p> <p>【内容】 津波被害が予想される岸壁や物揚場の巡視及び点検の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する</p> <p>【関連アクション】 ①-11</p>		<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 大阪港埠頭株式会社</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 定期点検については各管理主体が独自の基準に基づき点検を行っており、各管理主体の点検内容を情報交換した結果、特に見直しを行う必要は認められなかった。 今後についても、各管理主体で行っている点検内容を適切に継続実施していく。 また、事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理に転換を実施していく。</p>
--	--	--	---

アクション目標(12)：流出被害低減体制の確保

<p>②-22 流出する恐れのある放置自動車や物品の監視の充実</p> <p>【対象被害項目】 物品</p> <p>【内容】 津波により流出する恐れがある堤外地の放置自動車や物品の巡回監視活動の強化に向けた実施方法・実施体制について検討を行い、実施する</p> <p>【関連アクション】</p>				<p>【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 港湾域では、堤防敷の不法占用、不適正使用の調査を継続実施するとともに、所有者不明の不法占用物品について撤去作業を実施している。 河川域でも、日常的に巡視を行うとともに、所有者不明の不法占用物品について撤去作業を実施している。 また、使用許可の更新時などの機会をとらまえて順次指導を行っている。 今後も対象域内における流出する恐れのある放置物品等を減らす取組を行っていく。</p>
--	--	--	--	---	---

平成25年度

<p>「実施済」または「実施中」の場合は具体的な取組内容</p>	<p>アクション項目実行に伴う、課題及び今後(来年度)の対応等 ※南海トラフ巨大地震想定に対する新たな取り組みや課題</p>
<p>【大阪府西大阪治水事務所】 河川パトロールを定期的実施しており、放置物等があれば速やかな撤去に努めている。 占有者に対して、継続許可時等に注意喚起を行っている。 【大阪市 港湾局】 (防災)堤防敷の不法占用、不適正使用の調査を実施・継続するとともに、所有者不明の不法占用物品について撤去作業を実施している。</p>	<p>【大阪府西大阪治水事務所】 引き続き、取り組みを進めていく。</p>

施策の方向性⑥：災害支援拠点機能を発揮する
施策項目(B)：津波による被害や影響を低減する

アクション項目	達成期間			実施主体・関連機関	小会議分類 平成24年度の取り組み実績 今後の方向性 等
	短期	中期	長期		

アクション目標(30)：物流機能の支援

<p>⑥-1 耐震強化岸壁の整備</p> <p>【対象被害項目】 施設・港湾機能</p> <p>【内容】 災害時にも使用可能となる耐震強化岸壁の整備を推進する</p> <p>【関連アクション】 ①-13</p>				<p>【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局</p> <p>【関連機関】 なし</p>	<p>【小会議分類】 維持管理関係小会議</p> <p>【進捗状況等】 耐震強化岸壁の整備計画17パースのうち9パースは整備を完了しているが、A1とA2のパースにおいて、耐震構造の再検証を実施している状況である。 今後も事業費の確保に努め、事業進捗を図る。</p>
--	--	--	--	--	--